原動機付自転車等の税率

平成27年度分から次のとおり引き上げられます。

車種区分	現行税率	新税率
原動機付自転車 50cc以下	1,000円	2,000円
原動機付自転車 50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
原動機付自転車 90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
ミニカー50cc以下	2,500円	3,700円
二輪の軽自動車 125cc超250cc以下	2,400円	3,600円
二輪の小型自動車 250cc超	4,000円	6,000円
二輪のトレーラー等	2,400円 3,600円	
小型特殊自動車 農耕作業用	1,600円	2,000円
小型特殊自動車 その他(フォークリフト等)	4,700円	5,900円
雪上車	2,400円	3,000円

平成27年4月1日 軽自動車税の 税率が 変わります。

地方税法の一部改正により、 平成27年度から、 軽自動車税の税率が変わります。 車両の種類や最初の新規登録年月によって 適用される税率が異なりますので ご確認ください。

軽自動車の税率

三輪および四輪以上の軽自動車は、「最初の新規登録」年月(※車検証の「初度検査年月」)により、現行税率、新税率、重課税率のいずれかになります。「最初の新規登録」が平成27年4月1日以降の場合は新税率、平成27年3月31日以前の場合は現行税率となります。また、「最初の新規登録」から13年経過した車両には、平成28年度分から重課税率が適用されます。

※車検証に『初度検査年』までしか記載のないものについては、その年の12月に検査を受けたものと見なします。

車種区分		①現行税率	②新税率	③重課税率	
三輪		3,100円	3,900円	4,600円	
四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	米用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円

①平成27年3月31日以前に 「最初の新規登録」した車両 は現行税率のままです。

②平成27年4月1日以降に 「最初の新規登録」した車両 は新税率が適用されます。

③「最初の新規登録」から13 年経過した車両に適用され ます。(平成28年度分以降)

○問い合わせ…税務課市民税係☎(55)5085



全日本葬祭業協同組合連合会加盟

丸又ふれあい会 会員募集中

葬儀のすべてのご相談・ご用命は

東京 丸 又 葬 儀 社

本 店/〒964-0917 福島県二本松市本町2丁目99-2 二本松斎場/〒964-0875 福島県二本松市槻木257-5 **☎**0243-22-5598

0120-03-5598